

○単位互換協定及び協定・認定留学による単位の認定に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、國學院大學学則第52条の2の規定に基づき、単位互換協定、協定・認定留学により、修得した単位の認定（以下「認定」という。）について定めるものとする。

(認定基準)

第2条 認定は、協定校との間に定めのある場合を除き、この規則に定める方法及び基準にしたがう。

2 その他必要な事項は、履修要綱に定める。

(認定科目及び単位数)

第3条 認定は、國學院大學（以下「本学」という。）の開設する授業科目の内容及び単位数に相当するものについて行う。

2 認定を行った後の科目の追加又は変更は、認めない。

(認定の方法)

第4条 認定は、本学の開設する授業科目名に置き換えることを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益であると認められる場合には、当該科目を修得した大学等の科目名称を用いて、認定することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上有益であると認められる場合には、複数の科目を一括して認定することができる。

4 前2項の規定により認定する場合は、修得した大学等の名称を明示するものとする。

(成績評価)

第5条 認定科目の成績評価は、協定校又は認定留学先の成績評価を本学の評価基準点に換算し、本学の成績評価基準に基づいて行う。

2 前項の規定にかかわらず、本学の評価基準点に換算することが困難な場合、又は第4条第3項の規定により、一括して認定する場合の評価は、Nとする。

(認定手続き)

第6条 協定留学、又は認定留学の場合、國學院大學学部学生協定留学及び認定留学に関する規程施行規則第11条第3項に定める書類を添えて教務課に提出しなければならない。

2 国内の単位互換協定の場合は、協定校からの成績通知をもって前項の手続きに代える。

3 認定は、前2項の申請に基づき、共通教育科目、教職・資格課程科目及び全学オープン科目については、教務部委員会の議を経て行い、専門教育科目については、学部教務委員会で審議し、学部教授会の承認を得るものとする。

(申請期間)

第7条 認定の申請期間は、協定留学及び認定留学の場合、帰国後1ヵ月とする。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、教務部委員会及び学部長会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。